

岩美町子ども・子育て支援事業計画 (第2期) 案



岩 美 町
令和2年3月

目 次

- 第1章 計画策定にあたって
 - 1. 計画策定の背景と趣旨
 - 2. 用語の定義
 - 3. 計画の位置づけと期間
 - 4. 第1期計画の進捗状況
- 第2章 岩美町の現状
 - 1. 岩美町の概要
 - 2. 人口と世帯及び社会の動向
 - 3. 子どもの貧困に関する状況
 - 4. 保育・教育施設等の状況
 - 5. ニーズ調査からみた岩美町の子育ての状況
- 第3章 計画の基本的な考え方
 - 1. 基本理念
 - 2. 基本的な目標と施策
 - (1) 子どもが健やかに成長できるまちをめざして
 - (2) 子どもを安心して生み育てることができるまちをめざして
 - (3) 子育てと仕事が両立できるまちをめざして
 - (4) 子どもの権利が尊重され子どもの安全・安心を見守るまちをめざして
 - (5) 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが夢や希望を持つことができるまちをめざして
 - 3. 計画の体系
- 第4章 事業計画
 - I 子どもが健やかに成長できるまちをめざして
 - 1. 教育・保育等提供区域の設定
 - 2. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制
 - (1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容
 - (2) 保護者負担の軽減
 - 3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
 - 4. 心と体を育む事業の推進
 - II 子どもを安心して生み育てることができるまちをめざして
 - 1. 母子(親子)保健の充実
 - (1) 主要な母子保健事業の量の見込みと確保内容
 - 2. 子育て支援事業の充実
 - (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容
 - 3. 医療の充実と食育・歯の健康の推進
 - 4. 遊び場と生活環境の充実
 - 5. 障がい児支援の充実
 - 6. ひとり親家庭の支援の充実
 - III 子育てと仕事が両立できるまちをめざして
 - 1. ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 2. 男女共同参画の推進
 - IV 子どもの権利が尊重され子どもの安全・安心を見守るまちをめざして
 - 1. 子どもを事故や犯罪、災害などの被害から守る活動
 - 2. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
 - 3. 児童虐待防止対策の充実
 - V 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが夢や希望を持つことができるまちをめざして
 - 1. 教育・学習支援の充実
 - 2. 生活支援の充実
 - 3. 就労支援の充実
 - 4. 経済的支援の充実
- 第5章 計画の推進に向けて
 - 1. 計画推進の基本的な考え方
 - 2. 計画の進行管理と点検及び評価
- 資 料
 - 1. 岩美町子育てアンケートの主な結果
 - 2. 岩美町子ども・子育て会議設置要綱
 - 3. 岩美町子ども・子育て会議委員名簿
 - 4. 計画策定の経過

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

急速な少子化、核家族化の進行や保護者の就労環境の変化、地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。

このため、子育て支援に対する多様なニーズの増大、子育て家庭の孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心に依然として多くの保育所等の待機児童が存在しています。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、これら法律に基づく「子ども・子育て支援制度」が平成27年4月から施行されました。

この、「子ども・子育て支援制度」は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援制度』の3つの目的

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

この制度を施行するにあたり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務付けています。

岩美町では、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を策定し、「楽しいよ 子育て 一緒に 親育ち 地域で応援 岩美町 ～ゆとりある 豊かな子育て 未来を築く～」を基本理念に掲げ、次代を担う子どもたちの豊かな育ちを支援するために、計画に示した子育て支援施策を展開してきました。

そして、子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく計画を継承し、子どもに関する総合的な計画を策定しました。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、同法第9条において市町村は、国が定める子供の貧困対策に関する大綱及び都道府県が定める子どもの貧困対策を勘案し、各市町村における子供の貧困対策についての計画を定めることに努めるよう規定されました。

このことから本町では、将来を担う子ども達が生まれ育った環境により現在及び将来が左右されることなく、夢や希望をもって成長し、活躍していけるよう「子どもの貧困対策」を本計画に包含し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目指します。

これらを踏まえ、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、児童虐待防止対策や子どもの貧困対策など、更なる子育て環境の充実を図るため、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちの健やかな成長と子育て家庭の子育て支援に資する施策を計画的に実施します。

2. 用語の定義

この計画において用いる語句の意義は次のとおりです。

(1) 子ども

18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。

(2) 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供

の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことをいいます。

(3) 教育

教育基本法第6条第1項に規定する学校において行う教育（満3歳以上の子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの）をいいます。

(4) 保育

児童福祉法（第6条の3第7項）でいう定義で、養護および教育（満3歳以上児に対する幼稚園又は特別支援学校幼稚部で行われる教育を除く）を行うことをいいます。

(5) 認定区分

次のア)～ウ)の区分をいいます。

- ア) 1号認定・・・満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定の子どもを除く。）
- イ) 2号認定・・・満3歳以上の小学校就学前の子どもであり、保護者の就労等により家庭で必要な保育を受けることが困難であるもの。
- ウ) 3号認定・・・満3歳未満の子どもであり、保護者の就労等により家庭で必要な保育を受けることが困難であるもの。

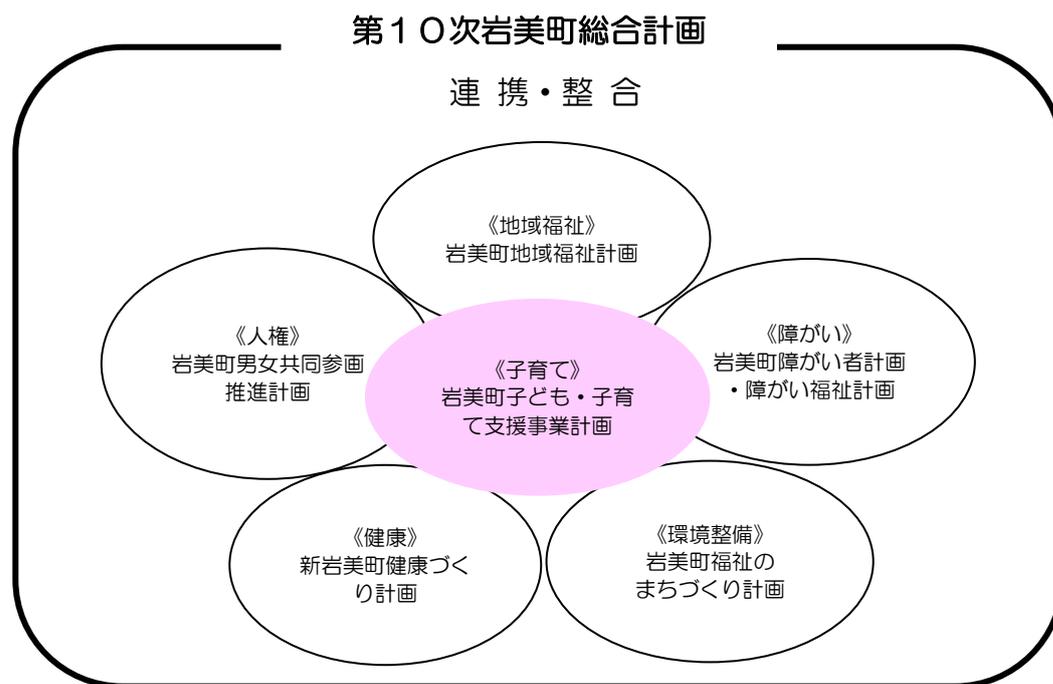
3. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく計画として位置付けます。

また、国の「健やか親子21（母子保健計画）」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項の規定による計画を盛り込み、それぞれの基本理念および子ども子育て支援の意義を踏まえ、策定するものです。

なお、本計画は、岩美町第10次総合計画を上位計画とし、岩美町地域福祉計画等の分野別計画との整合性を持つものとして定めています。



(2) 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

4. 第1期計画の進捗状況

○平日日中の教育・保育の提供

(単位：人)	平成30年度(実績)					令和1年度目標					
	1号	2号	3号		合計	1号認定	2号認定	3号認定		合計	
	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳		3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳		
① 量の見込 (必要利用定員総数)	3	212	23	103	341	5	212	24	103	344	
② 確保の内容	保育所 (特定教育・ 保育施設)	3	212	23	103	341	5	212	24	103	344
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

○妊婦健診

	平成30年度 (実績)	令和1年度目標
量の見込 (延件数)	856	737
確保の内容	実施場所	医療機関
	実施体制	委託
	検査項目	県内統一 検査項目
	実施時期	随時

○乳児家庭全戸訪問事業

	平成30年度 (実績)	令和1年度目標
量の見込(人)	66	67
確保の内容	実施体制(人)	1
	実施機関	町

○地域子育て支援拠点事業

(単位：人回)	平成30年度 (実績)	令和1年度目標
① 量の見込	1,700	1,700
② 確保の内容	1,764	1,700
差(②-①)	1か所	1か所

○延長保育事業(18時以降)

(単位：実人数)	平成30年度 (実績)	令和1年度目標
① 量の見込	31	32
② 確保の内容	31	32
差(②-①)	0	0

○子育て短期支援事業

(単位：人)	平成30年度 (実績)	令和1年度目標
① 量の見込	1	1
② 確保の内容	1	1
差(②-①)	0	0

○病児・病後児保育事業

(単位：人日)	平成30年度 (実績)	令和1年度目標
① 量の見込	122	130
② 確保の内容	122	130
差(②-①)	0	0

○放課後児童健全育成事業

	(単位：人)	平成30年度 (実績)	令和1年度目標
北小校区	① 量の見込	60	65
	② 確保の内容	60	65
	差(②-①)	0	0
西小校区	① 量の見込	63	65
	② 確保の内容	63	65
	差(②-①)	0	0
南小校区	① 量の見込	43	39
	② 確保の内容	43	39
	差(②-①)	0	0
合計	① 量の見込	166	169
	② 確保の内容	166	169
	差(②-①)	0	0

○利用者支援事業(母子保健型)

	(単位：人)	平成30年度 (実績)	令和1年度目標
① 量の見込		1	1
② 確保の内容		1	1
差(②-①)		0	0

○養育支援訪問事業及び要保護児童等の支援事業

(単位：人)	平成30年度 (実績)	令和1年度目標
① 量の見込	10	10
② 確保の内容	10	10
差(②-①)	0	0

○一時預かり事業

■幼稚園在園児の預かり保育

(単位：人日)	平成30年度 (実績)	令和1年度目標
① 量の見込	—	14
② 確保の内容	—	14
差(②-①)	—	0

■保育所の一時的保育

(単位：人)	平成30年度 (実績)	令和1年度目標
① 量の見込	64	180
② 確保の内容	64	180
差(②-①)	0	0

○子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートシステム)

(単位：人)	平成30年度 (実績)	令和1年度目標
① 量の見込	1	77
② 確保の内容	1	77
差(②-①)	0	0

第2章 岩美町の現状

1. 岩美町の概要

岩美町は、町域面積122.3平方キロメートル、人口約11,500人の町で、鳥取県の最東北端に位置し、東は兵庫県に、西は鳥取市福部町、南は鳥取市国府町に接し、北は日本海に面しています。

日本海に面する東西およそ15キロメートルのリアス式海岸を総称して『浦富海岸』と呼んでおり「山陰海岸国立公園」に指定されています。

中国山地の扇ノ山・河合谷高原から続く山地とこれらを源に発する蒲生川・小田川が形成する沖積平野からなり、川の周辺に農地、集落などが形成されています。

奇習“湯かむり”で有名な岩井温泉は、蒲生川沿いに古くから開けた温泉であり、優れた温泉の証明である「国民保養温泉地」に指定されています。

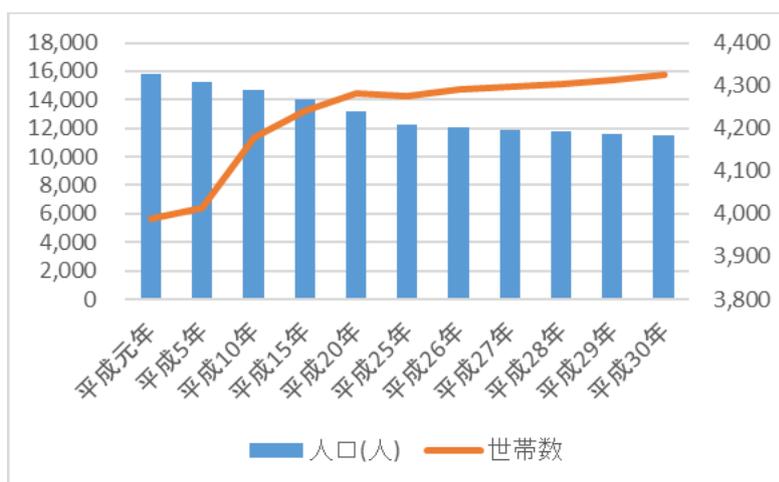
このように岩美町は、『海と山と温泉』の豊かな自然に恵まれた町です。

2. 人口と世帯及び社会の動向

(1) 人口と世帯

岩美町の人口は平成30年3月末現在11,469人です。人口は年々減少傾向にある反面、世帯数は増加傾向にあります。このことから、核家族化が進行していると考えられます。

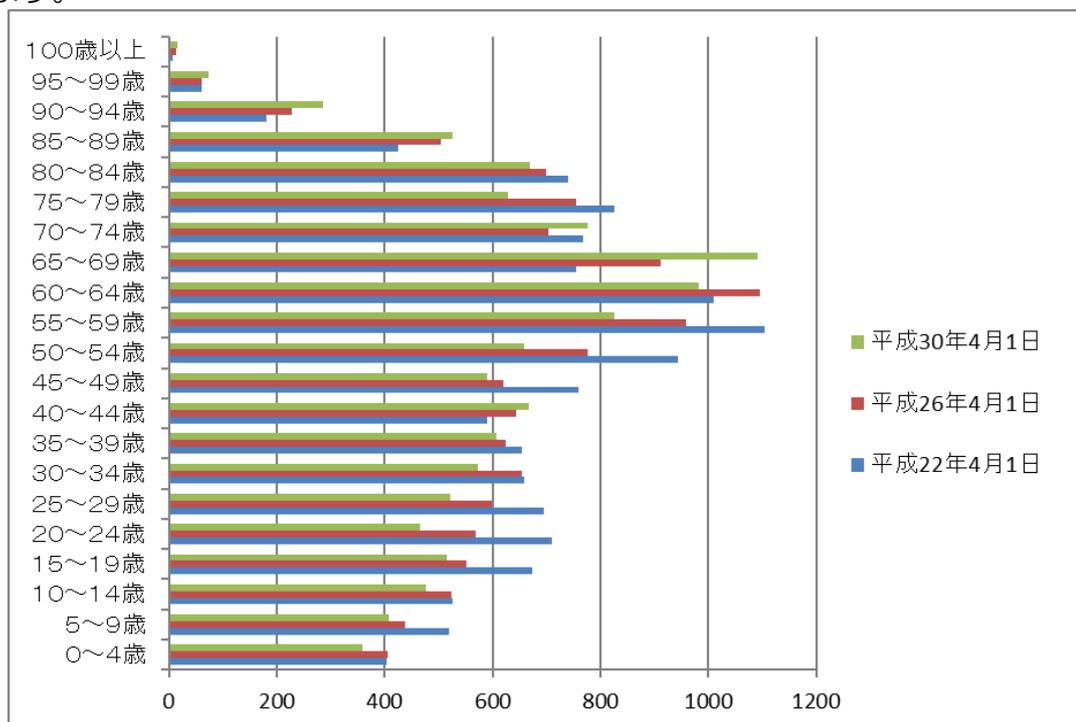
町の人口と世帯数(年度)		
年度	人口(人)	世帯数
平成元年	15,766	3,990
平成5年	15,276	4,013
平成10年	14,714	4,178
平成15年	14,032	4,242
平成20年	13,149	4,282
平成25年	12,270	4,274
平成26年	12,044	4,291
平成27年	11,876	4,298
平成28年	11,755	4,302
平成29年	11,601	4,313
平成30年	11,469	4,325



【図表2】岩美町の人口と世帯数（住民基本台帳より）

(2) 人口構造

平成22年、平成26年、平成30年を比較すると、35歳未満の人口と45歳以上60歳未満の人口は著しく減少しており、85歳以上の人口は増加しています。



【図表 3】 人口構造（住民基本台帳より）

(3) 子どもの人口推計

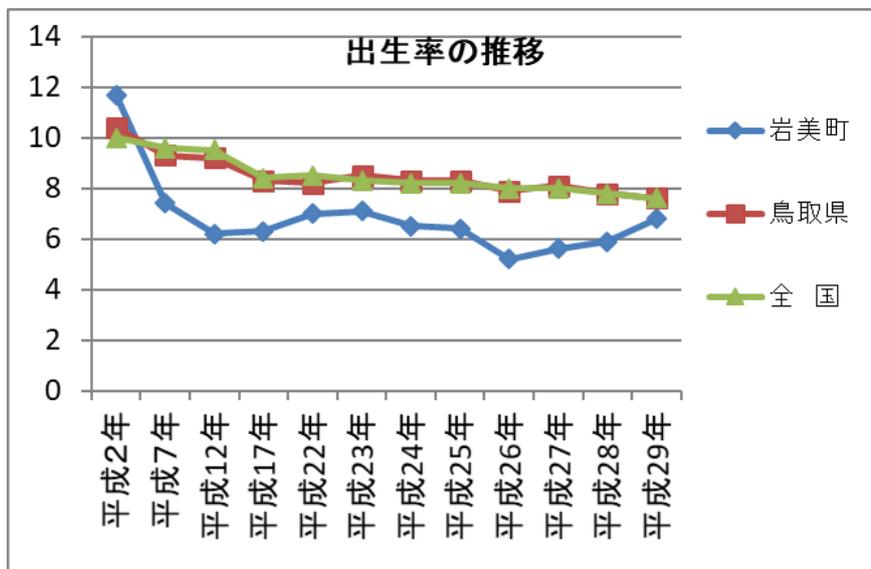
子どもの人口推計は、コーホート変化率法で今後5か年間を算出しました。出生数が年々減少する見込みで、全体の子どもの数も減少していく見込みです。

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0~5歳合計	
推計人口	令和2年度	59人	63人	75人	65人	74人	61人	397人
	令和3年	59人	61人	61人	73人	64人	73人	391人
	令和4年	56人	61人	59人	60人	72人	63人	371人
	令和5年	55人	58人	59人	58人	59人	70人	359人
	令和6年	53人	57人	56人	58人	57人	58人	339人
児童年齢	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6~11歳合計	
推計人口	令和2年度	75人	81人	76人	96人	86人	62人	476人
	令和3年	61人	74人	79人	76人	95人	86人	471人
	令和4年	73人	60人	72人	79人	75人	95人	454人
	令和5年	63人	72人	58人	72人	78人	75人	418人
	令和6年	70人	62人	70人	58人	72人	78人	410人
児童年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12~17歳合計	
推計人口	令和2年度	85人	88人	91人	108人	103人	107人	582人
	令和3年	62人	84人	89人	91人	107人	100人	533人
	令和4年	86人	61人	85人	89人	90人	104人	515人
	令和5年	95人	85人	62人	85人	88人	87人	502人
	令和6年	75人	94人	87人	62人	84人	85人	487人

【図表 4】 子どもの人口推計（住民生活課）

(4) 出生率

本町の出生率は、平成26年に過去最低の5.2を記録し、以後上向き傾向にあります。平成29年は全国、県の値との差が少なくなりました。

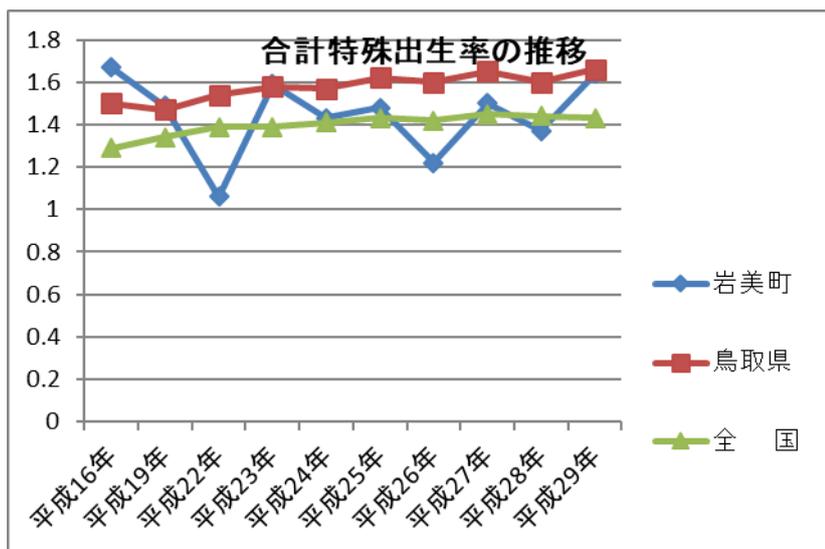


出生率の推移	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
岩美町	7	7.1	6.5	6.4	5.2	5.6	5.9	6.8
鳥取県	8.2	8.5	8.3	8.3	7.9	8.1	7.8	7.6
全国	8.5	8.3	8.2	8.2	8	8	7.8	7.6

【図表5】出生率の推移（人口動態統計より）

(5) 合計特殊出生率

本町の近年の値は、1.3～1.6の範囲で変動しており、傾向としては、概ね全国値を上回っていますが、県の値との比較では、県の値を下回っています。

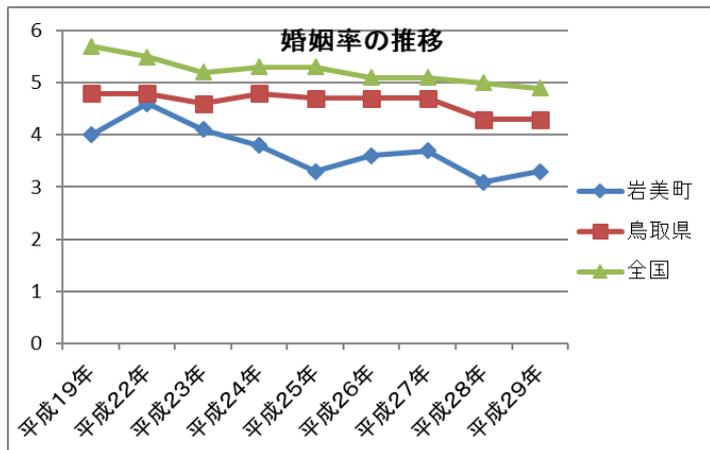


	平成13年	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
岩美町		1.56	1.67	1.49	1.06	1.48	1.22	1.5	1.37
鳥取県		1.58	1.5	1.47	1.54	1.62	1.6	1.65	1.66
全国		1.33	1.29	1.34	1.39	1.43	1.42	1.45	1.44

【図表6】合計特殊出生率（人口動態統計より）

(6) 婚姻率

本町の値は、全国、県の値を常に下回っており、特に全国値と大きな差があります。また、平成23年以降の本町の値は、減少傾向にあります。

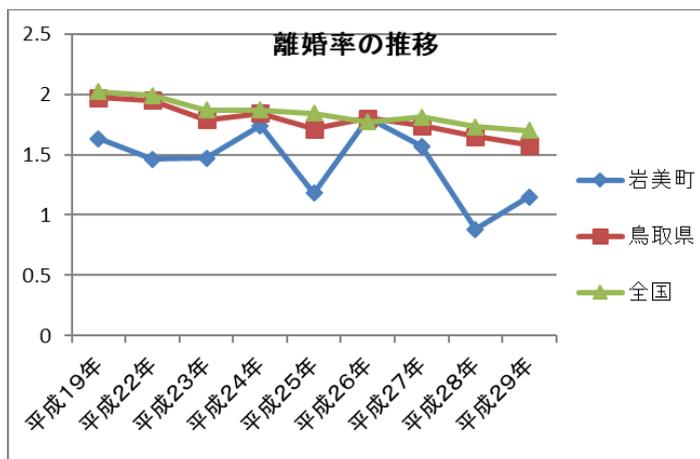


	岩美町	鳥取県	全国
平成13年	4.3	5.5	6.4
平成16年	4.3	5.3	5.7
平成19年	4	4.8	5.7
平成22年	4.6	4.8	5.5
平成23年	4.1	4.6	5.2
平成24年	3.8	4.8	5.3
平成25年	3.3	4.7	5.3
平成26年	3.6	4.7	5.1
平成27年	3.7	4.7	5.1
平成28年	3.1	4.3	5
平成29年	3.3	4.3	4.9

【図表7】婚姻率（人口動態統計より）

(7) 離婚率

本町の近年の離婚率は、0.8~1.8の範囲で変動していますが、概ね本町の値は全国、県の値より低い値で推移しています。



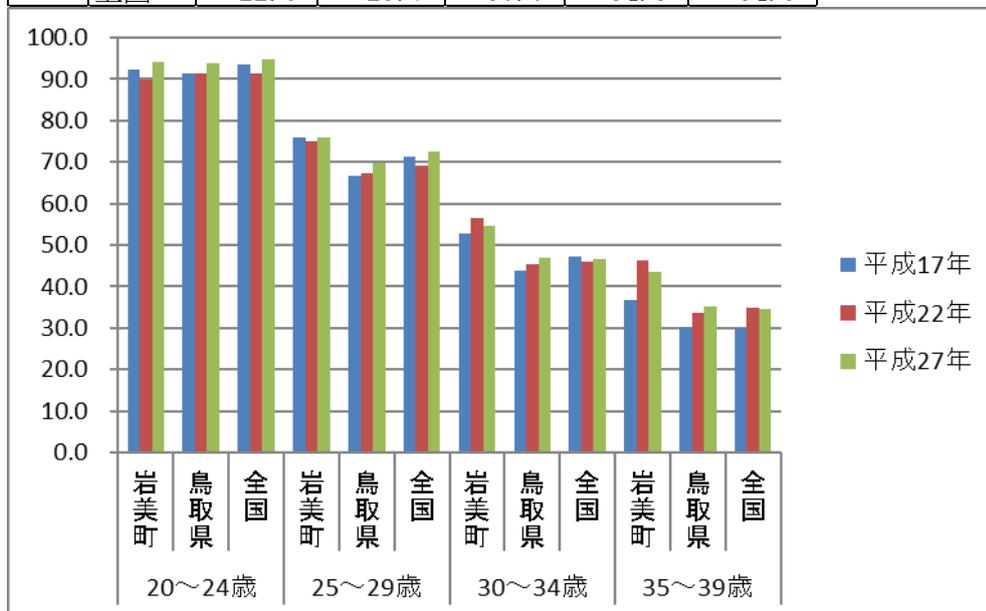
	岩美町	鳥取県	全国
平成10年	0.84	1.7	1.94
平成13年	1.66	2.06	2.27
平成16年	2.4	2.21	2.15
平成19年	1.63	1.97	2.02
平成22年	1.46	1.95	1.99
平成23年	1.47	1.79	1.87
平成24年	1.74	1.84	1.87
平成25年	1.18	1.71	1.84
平成26年	1.8	1.8	1.77
平成27年	1.57	1.74	1.81
平成28年	0.88	1.65	1.73
平成29年	1.15	1.58	1.7

【図表8】離婚率（人口動態統計より）

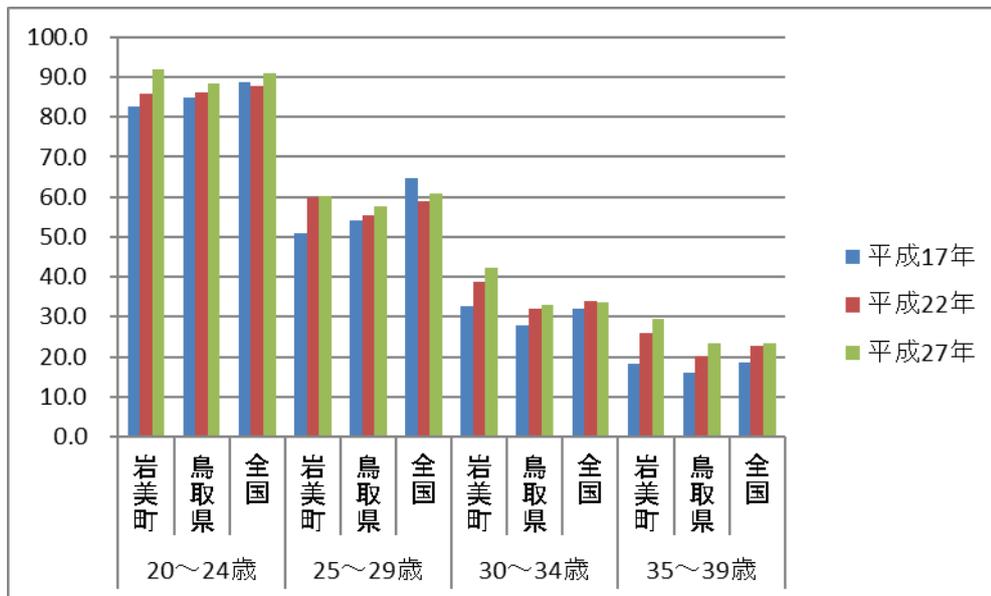
(8) 未婚率

本町の未婚率は、男女共に概ね全国、県の値より高く、値も年々上昇傾向にあります。また、30歳以上については県や国の値との差が大きくなる傾向にあります。

男性		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
20～24歳	岩美町	94.8	94.1	92.3	89.8	94.0
	鳥取県	89.5	90.1	91.4	91.2	93.8
	全国	92.6	92.9	93.4	91.4	94.8
25～29歳	岩美町	74.5	72.2	75.9	75.1	76.0
	鳥取県	63.6	65.0	66.7	67.4	69.8
	全国	66.9	69.3	71.4	69.2	72.5
30～34歳	岩美町	46.8	47.2	52.8	56.4	54.6
	鳥取県	36.0	40.9	43.7	45.5	47.0
	全国	37.3	42.9	47.1	46.0	46.5
35～39歳	岩美町	23.8	33.9	36.6	46.2	43.4
	鳥取県	20.4	26.0	30.1	33.7	35.3
	全国	22.6	25.7	30.0	34.8	34.5



女性		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
20～24歳	岩美町	89.8	86.7	82.7	85.7	92.0
	鳥取県	82.3	84.2	84.9	86.1	88.3
	全国	86.4	87.9	88.7	87.8	90.9
25～29歳	岩美町	53.7	60.7	51.0	59.9	60.2
	鳥取県	43.5	49.1	54.1	55.5	57.6
	全国	48.0	54.0	64.7	58.9	61.0
30～34歳	岩美町	17.3	24.6	32.5	38.9	42.3
	鳥取県	15.8	22.6	28.0	32.0	33.1
	全国	19.7	26.6	32.0	33.9	33.7
35～39歳	岩美町	7.2	12.3	18.1	25.9	29.6
	鳥取県	6.8	11.1	16.1	20.3	23.3
	全国	10.0	13.8	18.4	22.7	23.3



【図表9】男女別未婚率（国勢調査より）

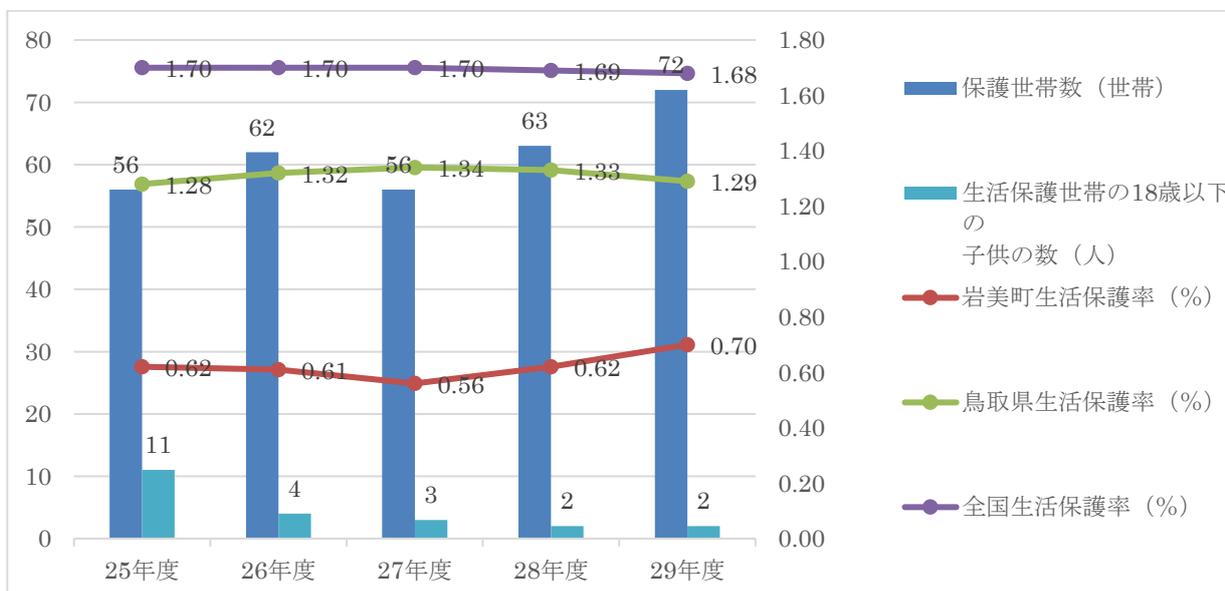
3. 子どもの貧困に関する状況

(1) 生活保護世帯の子どもの数の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保護世帯数（世帯）	56	62	56	63	72
岩美町生活保護率（%）	0.62	0.61	0.56	0.62	0.70
鳥取県生活保護率（%）	1.28	1.32	1.34	1.33	1.29
全国生活保護率（%）	1.70	1.70	1.70	1.69	1.68
生活保護世帯の18歳以下の 子供の数（人）	11	4	3	2	2

全国：被保護者調査（厚生労働省）、推移人口（総務省統計局）から試算

鳥取県：鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局監査指導課調べ

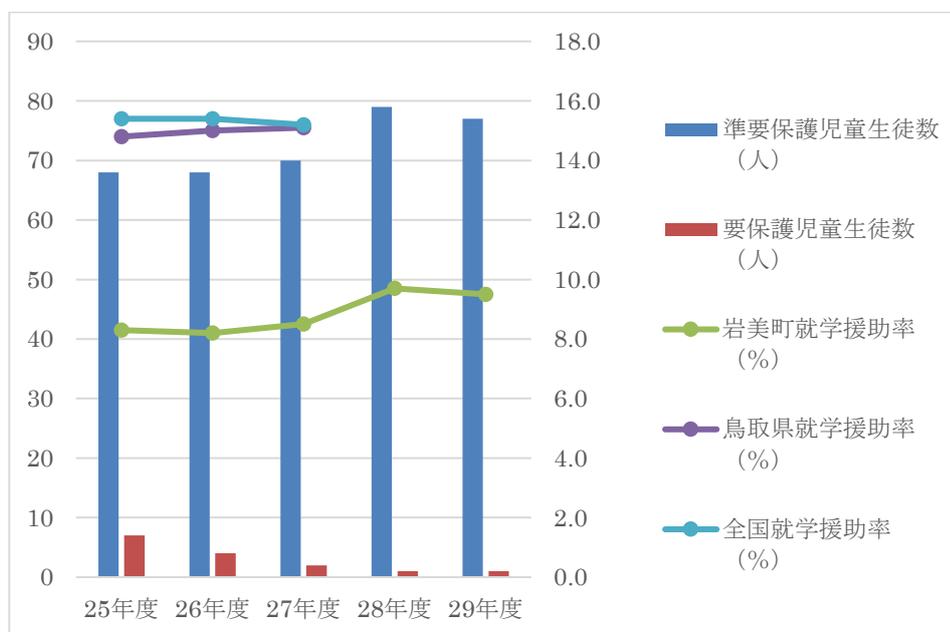


(2) 就学援助を受けた要保護・準要保護児童生徒数の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
準要保護児童生徒数 (人)	68	68	70	79	77
要保護児童生徒数 (人)	7	4	2	1	1
岩美町就学援助率 (%)	8.3	8.2	8.5	9.7	9.5
鳥取県就学援助率 (%)	14.8	15.0	15.1		
全国就学援助率 (%)	15.4	15.4	15.2		

全国：要保護及び準要保護児童生徒数（文部科学省）

鳥取県：鳥取県教育委員会事務局小中学校課調べ

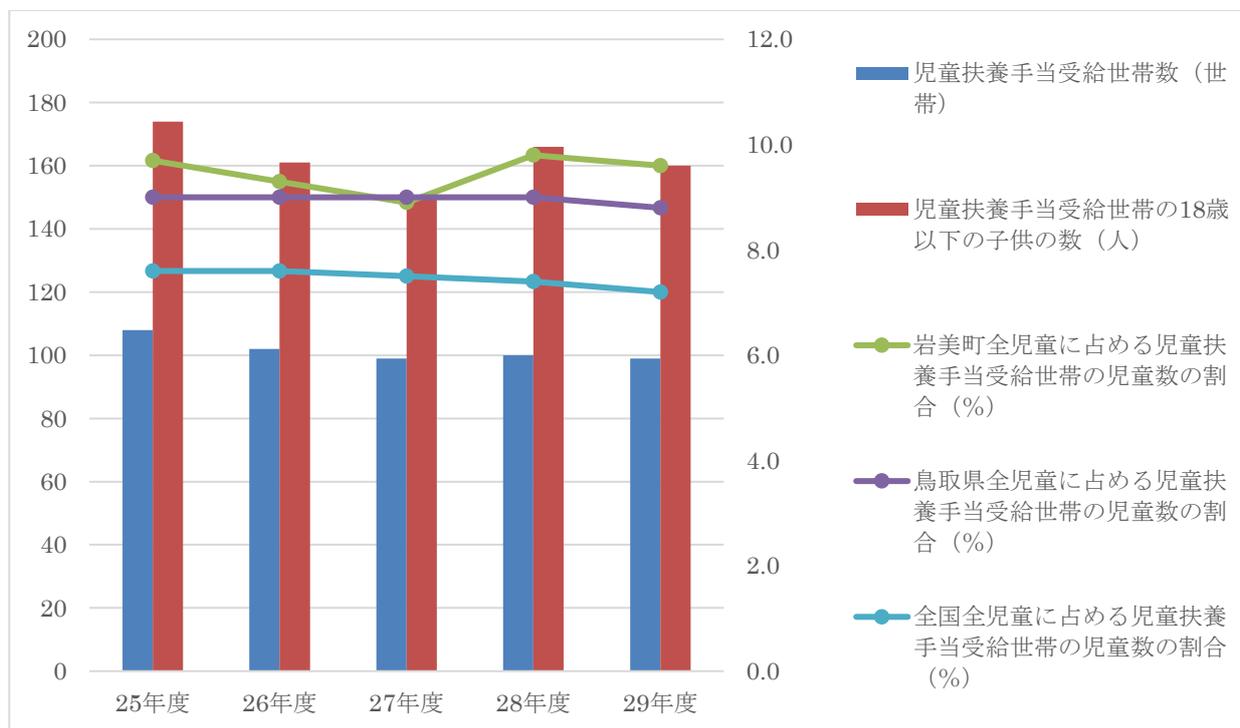


(3) ひとり親家庭の子ども数の推移（児童扶養手当受給世帯の児童数）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童扶養手当受給世帯数（世帯）	108	102	99	100	99
児童扶養手当受給世帯の18歳以下の子供の数（人）	174	161	150	166	160
岩美町全児童に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合（%）	9.7	9.3	8.9	9.8	9.6
鳥取県全児童に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合（%）	9.0	9.0	9.0	9.0	8.8
全国全児童に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合（%）	7.6	7.6	7.5	7.4	7.2

全国：福祉行政報告例

鳥取県：鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課調べ



3. 保育・教育施設等の状況

(1) 保育所

令和元年4月現在、保育所は、公立施設を3か所設置しており、定員380人に対して入所児童数は320人であり、定員に対する充足率は84.2%となっています。

【保育所一覧】

保育所名	定員(人)	施設面積(m ²)	建築年月	所在地	電話番号
浦富保育所	150	1067.69	H4.3	浦富2171	72-2813
大岩保育所	120	1301.13	H16.3	大谷2410	72-2589
みなみ保育所	110	873.76	H23.2	新井55	73-0890

【利用児童数の推移】

年度	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成29年度末	児童人口(人)	66	77	64	77	83	80	447
	利用児童数(人)	21	44	48	72	81	80	346
	利用率(%)	31.8	57.1	75	93.5	97.6	100	75.8
平成30年度末	児童人口(人)	72	67	77	68	75	79	438
	利用児童数(人)	23	44	59	64	72	79	341
	利用率(%)	31.9	65.7	76.6	94.1	96	100	77.3

(2) 子育て支援センター

子育て支援センターは、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、親子の交流の場の提供、子育てに関する情報や学習等の機会を提供する施設で、対象者は就園前の乳幼児とその保護者です。

施設名	専用面積(m ²)	建築年月	所在地	電話番号
岩美町子育て支援センター	193.28	H30.3	新井269	72-2922

(3) 児童館

児童館は、18歳までの児童を対象に、児童の居場所づくりを目的に、遊びを通じた指導や地域住民による子育て支援活動の指導等を行う施設です。

児童館名	専用面積(m ²)	建築年月	所在地	電話番号
大岩こども館	263.11	H16.3	大谷2410	72-0096
本庄中央児童館	279.98	S62.1	新井13-1	72-2995

(4) 学校教育施設

令和元年4月現在、小学校を3校、中学校を1校設置しています。

【学校一覧】

学校名	施設面積(m ²)	建築年月	所在地	電話番号	
岩美北小学校	校舎	4363.47	S59.10	浦富2128	72-0266
	体育館	1137.48	S59.10		
岩美西小学校	校舎	3431.6	H4.3	大谷2343	72-8200
	体育館	1298.7	H4.3		
岩美南小学校	校舎	4316.18	H13.3	新井419番地2	37-5222
	体育館	1424.01	H13.3		
岩美中学校	校舎	3839.87	H21.7	浦富707	73-1633
	特別教室棟	1841.69	H5.5		
	体育館	1810.53	H20.4		

【児童・生徒数の推移】

(単位:人)

学校名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
岩美北小学校	227	225	220	210	211
岩美西小学校	193	164	157	153	149
岩美南小学校	165	148	143	143	138
岩美中学校	297	306	301	318	290



4. ニーズ調査からみた岩美町の子育ての状況

(1) ニーズ調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく「岩美町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、就学前児童の各保護者を対象に、保育や子育て支援等のニーズを把握するために、次の内容により実施しました。

ニーズ調査の概要【実施時期：平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月】

対象	調査の内容	対象児童数(人)	回答数(人)	回答率(%)
就学前児童の保護者(児童1人につき1通)	① お住まいの地域 ② お子さんと家族の状況 ③ 子どもの育ちをめぐる環境 ④ 保護者の就労状況 ⑤ 平日の教育・保育事業の利用状況 ⑥ 地域の子育て支援事業の利用状況 ⑦ 休日等の教育・保育事業の利用状況 ⑧ お子さんの病気の際の対応 ⑨ お子さんの一時預かり、一時保育等 ⑩ 小学校就学後の放課後の過ごし方 ⑪ 職場での両立支援制度	481	312	64.8%
小学校1年生～6年生の保護者(児童1人につき1通)	放課後児童健全育成事業利用中の方	165	120	72.7%

(2) ニーズ調査の主な結果
参考資料をご参照ください。

(3) ニーズ調査による現状分析
ニーズ調査から分かる岩美町の現状を以下に示します。

①家庭環境

○兄弟姉妹の人数

2人の兄弟姉妹が43%と最も多く、次いで3人が31.9%、1人が19.2%であり、兄弟姉妹のいる子どもの割合が多い傾向にあります。

○主に子育てをしている人

父母共に子育てを行う家庭が54.4%と最も多く、一方で主に母親が子育てをしているという家庭が40.7%、主に父親が子育てをしているという家庭は0.7%となっています。父母が協力して子育てを行っている家庭の割合が多いが、全体で父親と母親を比較すると、子育ては母親が主に行っているという傾向がみられます。

○祖父母等の同居・近居状況

平成26年のアンケート結果では祖父母同居の世帯より祖父母近居の世帯の方が多くなっていましたが、今回の結果は祖父母ともに近居と同居世帯がほぼ同じ割合で見られます。

○親族や知人の子育ての援助状況

「緊急や用事の際には祖父母等の親族に子どもをみてもらえる家庭」と「日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる家庭」が合わせて90.1%と、ほとんどの家庭が親族から援助を受けられる状況にあることがわかります。

この90.1%の回答者のうち親族に子どもをみてもらっている状況について、「安心してみてもらえる」と感じている回答者は47.7%と約半数で、残りの約半数は「身体的、精神的に負担をかけていることが心配、心苦しく感じている」ということがわかります。

○子育ての相談先

「相談できる人や場所がある」という回答がほとんどで97.0%となっており、その相談先として、祖父母等の親族や友人・知人等、保育士という回答が多く、身近な人に相談していることがわかります。

○父母の就労状況

母親のフルタイム就労が54.2%、パート・アルバイトが30.2%となっており就労している母親が84.4%あります。父親もフルタイム就労が97.5%、パート・アルバイトが1.4%となっており就労している父親が98.9%と、平成26年のアンケート結果とほぼ変わらない割合であり、父母いずれも就労率が高い傾向にあります。

②子育て支援サービスの利用状況

○定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

利用している子どもが76.1%あり、そのうち98.3%は認可保育所、1.3%が幼稚園を利用しています。町内には認可保育所以外の施設がないこともあり、認可保育所利用者がほとんどであることがわかります。

教育・保育事業利用者が希望する1週あたりの利用希望日数は5日が多く、1日当たりの利用希望時間は8時間以上が83.4%となっており、ほぼ希望通りの利用状況であるが、11時間の利用希望者は実際の利用者数より多くなっているため、長時間の保育希望者が現在より多くあることがわかります。

○定期的な教育・保育事業の利用開始状況とその希望

2歳からの利用が41.3%と最も多く、次いで1歳、4歳、0歳の順に多くなっており、3歳までに利用開始する割合は82.1%と、ほとんどの児童が3歳までに利用開始しています。

また、教育・保育事業を利用していない児童についての利用開始希望時期は、0歳が29.9%と実際の利用開始人数割合より14.4%多くなっており、希望時期と実際の時期との乖離がみられます。また、3歳までの利用開始希望は76.3%でした。

○地域子育て支援拠点事業等の各子育て支援事業の認知度と利用希望

就学に向けての相談事業以外の各種相談支援事業等は、半数以上の認知度があり、両親学級や母親学級、保育所の園庭等の開放、子育ての総合相談窓口、子育て支援センターの相談窓口は、70%~80%代の高い認知度でした。

また、各事業の利用希望については、ほとんどの事業については50%前後の利用希望がありました。

このことから、認知度は高い傾向にありながらも、利用希望者が少ない傾向にあることが分かります。

○土・日曜日、祝日の教育・保育事業の利用希望

土曜日に利用したいという回答が41.5%あり、日・祝日の利用希望は17.6%あります。

現在、本町では日・祝日の保育事業の提供は行っておらず、一部の方は希望する利用ができないことが分かります。

③仕事と子育ての両立状況

○病気やけがで定期的な教育・保育事業の通常事業が利用できなかった時の状況

通常事業が利用できなかったことがある方が79.2%あり、その時の対処方法では、母親が仕事を休んだという方が140人と最も多く、次いで親族・知人にみてもらったという回答が93人あり、それぞれで対処した日数を比較すると母親が仕事を休んだ年間の日数は5日が一番多く次いで10日となっています。

なお、病児・病後児保育を利用したという回答は4.3%と利用率は低い傾向があり、その理由として利用したくないという意見が58.6%あり、その理由としては、「親が仕事を休んで対応する」、「利用料がかかる」という回答が多くあります。

また、保護者が対応したいという回答が多い反面、父母が仕事を休むことが難しいと答えた方も37.1%あり、休みがとりにくい状況にあることが分かります。

④放課後の過ごし方

○小学生の放課後の過ごし方

低学年は、自宅、放課後児童クラブで過ごさせたいという回答が多くあり、高学年になると、自宅、習い事で過ごさせたいという回答が多くありました。自宅で過ごさせたいとする回答は低学年と高学年とで差はみられませんでした。放課後児童クラブの希望は14.1%減少しています。

⑤育児休業の取得状況

○母親の育児休業取得状況

母親の育児休業取得者は45.2%であり、働いていなかったという母親も39.3%あります。父親の育児休業取得者は1.4%であり、母親の取得率が高くなっています。一方で、母親の育児休業を取得していない方は15.5%あり、その理由として子育てや家事に専念するため退職したという回答が最も多く、結婚や妊娠を機に退職する女性が多いことが分かります。

○育児休業取得後の職場復帰状況

母親の育児休業の取得率が51%であり、母親の職場復帰率は73.2%ですが、8.3%の方が育児休業中に離職している状況にあります。また、職場復帰のタイミングは年度初めの保育所入所以外の時期が56.4%となっており、取得期間も子どもが1歳までという回答が61.7%であることから、職場の育児休業期間が1歳になるまでとしているところが多いことが分かります。

また、母親が希望より早く職場復帰した理由として経済的理由をあげている方が40%と一番多く、次いで人事異動や業務の節目に合せたという理由がありました。

このことから、育児休業中は経済的な負担が増える家庭が多いことが分かります。

○短時間勤務の取得状況

母親の短時間勤務制度利用率は26.3%であり、育児休業取得率と比較すると取得率が低く、利用したかったが利用しなかったという回答が35.1%ありました。

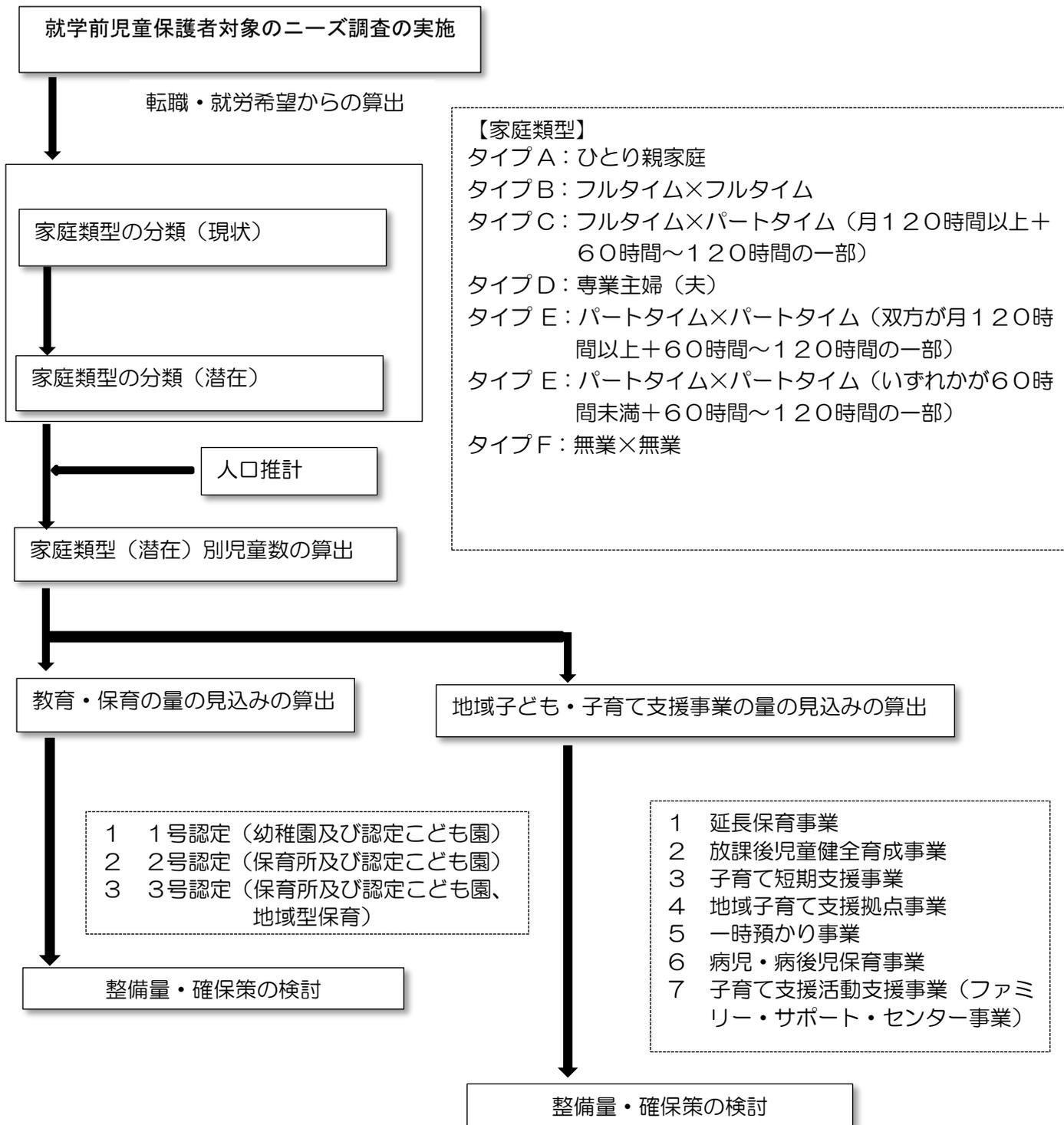
その理由として、職場が利用しにくい雰囲気だった、仕事が忙しかったという回答が多くありました。このことから、取得しづらい職場が多いことが考えられます。



(4) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計方法

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたアンケート結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の近年の実績等を考慮し整合性を検証しながら、次に示すフロー図のとおり算出しました。

【図表11】 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



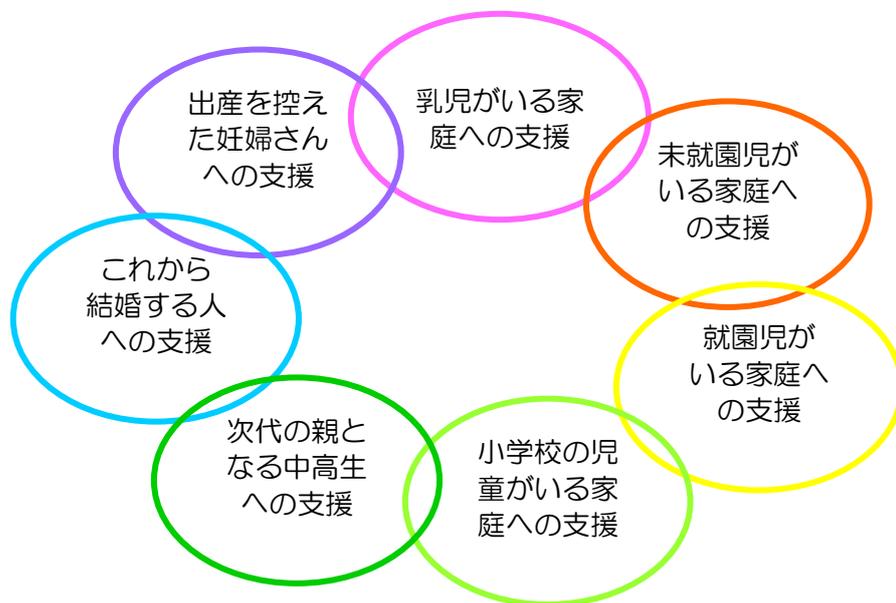
第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子ども子育て支援法に基づく基本指針に即しつつ、岩美町の現状を的確に踏まえ、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、「第1期岩美町岩美町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承します。

地域で子育て応援 笑顔あふれる 岩美町 ~豊かな子育て 未来を築く~

- 本町の子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、地域社会がすべての子どもの健やかな育ちと子育てを支え、子ども一人ひとりが、かけがえない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれる環境整備を目指します。
- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識とともに、家庭は子育ての原点であり出発点であるとの認識のもと、保護者が子育てを通じて親として成長することを支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事ができる支援を進めていく必要があります。
- 岩美の未来を切り開いていく子どもたちが、郷土に愛着を持ちながら、豊かで温かい心を育み、夢や希望をかなえていけるよう、地域全体で子どもたちを育てていくことのできる環境、子どもが地域社会の一員としてのびのびと育つことのできる地域づくりが必要です。
- 町の重要課題である「少子化対策」に向けて結婚から妊娠・出産、育児、そして次世代を担う子どもの育成まで、切れ目なくきめ細かい施策を展開します。
- 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を優先するという観点から、子どもの家庭や養育環境等において虐待や養育困難、生活困窮等を理由に支援が必要な場合は、早期対応と適切な対応を行い、地域全体で児童虐待防止対策や子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。



2. 基本的な目標と施策

基本理念を踏まえ、次の基本的な目標を設定し、子ども・子育て支援に係る施策を展開していくものとします。

(1) 子どもが健やかに成長できるまちをめざして

- 子どもたち一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう子どもの成長段階に応じた保育、教育内容の充実と環境の向上を図るとともに、保育所等と小・中学校との連携を図り、円滑な就学への接続を推進します。
- 次代の親を育てる視点に立ちながら、子どもたちの乳幼児との交流等の様々な体験や学習に取り組みます。

(2) 子どもを安心して生み育てることができるまちをめざして

- 親が家庭の役割・責任を自覚し、自信を持って子育てができるよう、家庭の子育て力の向上を図るとともに、子育てに伴う喜びが実感されるような事業展開を図ります。
- 母親の出産前後の心身両面の健康と、安心・安全に子どもを産み育てることができるよう妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、子どもの発育や成長段階に応じた健康維持・増進、望ましい食生活を促進し生涯にわたる健康な生活の基礎を築きます。
- 子育て家庭を地域で支援するため、関係機関・団体等が連携し、様々な家庭状況に応じて柔軟に利用できる支援の提供を図ります。
- 子育てに関する悩みや負担感を解消できるよう、相談体制の強化や仲間づくり、地域交流の機会の提供、情報提供や学習機会の充実を図ります。

(3) 子育てと仕事が両立できるまちをめざして

- 子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、職場における子育て支援を促進します。
- 子育てを、父親、母親が協力し合いながら楽しく進めていくことができるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

(4) 子どもの権利が尊重された安心・安全なまちをめざして

- 子どもの人権が守られるよう意識向上を図るとともに、社会的養護を必要とする子どもや養育支援を必要とする家庭の早期発見、早期対応に努めます。
- ひとり親家庭や生活困窮世帯に必要な支援を図ります。
- 障がいのある子どもの状況に応じて必要な支援を図ります。
- 子どもたちを事故や犯罪から守るため、交通安全教育を推進するとともに犯罪のない安全なまちづくりを推進します。

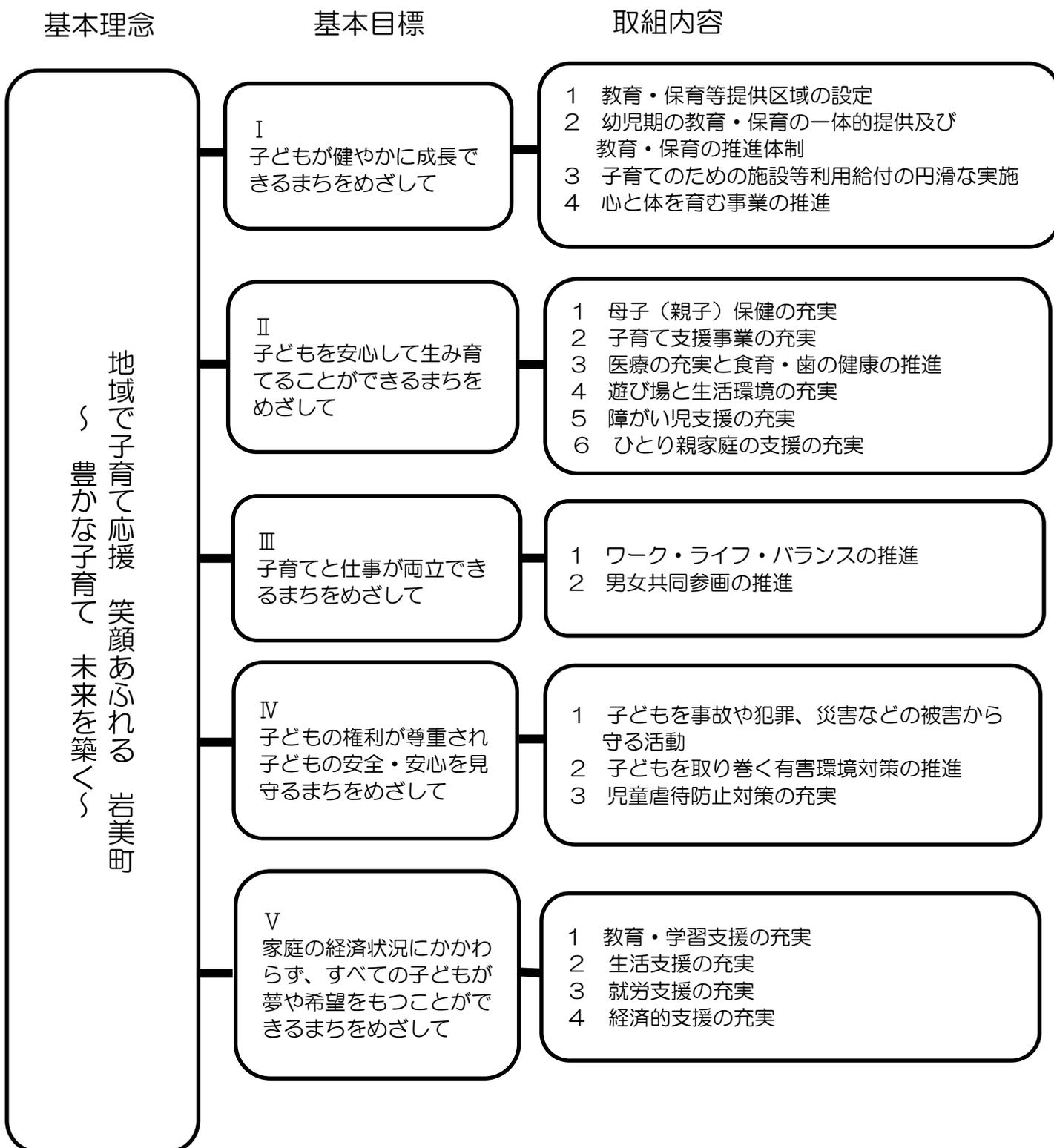
(5) 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが夢や希望を持つことができるまちをめざして

- 家庭の経済状況にかかわらず、子どもの能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるように学校や地域において教育、学びの支援を行います。
- 子どもの健やかな成長を切れ目なく支援するとともに、貧困により社会的孤立に陥らないよう、子どもの生活応援や保護者の育児支援や各種給付により生活の支援を行います。

- 生活困窮世帯やひとり親家庭の生活の安定が図れるよう、就労相談や資格取得のための給付等の充実を図ります。
- 経済的負担の軽減を図るため、各種給付や貸付制度を必要な方に迅速に対応できるよう周知に努めます。

3. 計画の体系

本計画の施策体系は次のとおりです。



【図表12】本計画の施策体系

第4章 事業計画

I 子どもが健やかに成長できるまちをめざして

1. 教育・保育等提供区域の設定

本町の地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、現在の教育・保育の整備や利用状況等を総合的に勘案して提供区域を設定するものです。

子育て支援法に基づく基本指針では、この区域ごとに教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方を記載することとなっています。

本町の教育・保育提供区域は、事業の特性に応じて次のとおり設定します。

(1) 教育・保育提供区域

提供区域…岩美町全域

理由：本町には、町立保育所が3か所あり、各保育所の利用対象者は町全域の子どもとしています。今後も、岩美町全域を提供区域とすることが適当です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）の提供区域

提供区域…岩美町全域

理由：現在実施している子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）は町全域を対象に実施しているため、今後も岩美町全域を提供区域とすることが適当です。

(3) 放課後児童健全育成事業の提供区域

提供区域…各小学校区（3校区）

理由：各小学校区で児童クラブを設置し事業実施しているため、今後も小学校区を提供区域とします。

2. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制

本町は、町立保育所3か所において、これまで培ってきた知識・技能を活かし、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する保育を実施します。

また、提供内容の質の維持・向上を図るため、研修や会議等を通じて自己研鑽や関係機関との連携強化に努め、小学校就学後を見据えて義務教育との連続性・一貫性を確保します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育が提供できるよう、保育所の認定こども園化について検討します。

《主な施策》

事業名	概要
保育所運営事業	保護者の就労等により保育が必要な6か月から就学前までの児童を保育するため、3か所の町立保育所を運営する。開所時間：7時～19時（ただし、土曜日は12時まで） 土曜午後保育は大岩保育所で実施。（18時まで）
スクラム教育	子どもの発達段階に合わせた育ちと学びの連続性を踏まえながら、保育所と小学校が計画的に様々な連携や交流活動を行う。同様に、小・中・高等学校の交流や連携も行う。

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容

平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

○平日日中の教育・保育の提供

(単位：人)		平成30年度(実績)					令和2年度				
		1号	2号	3号		合計	1号認定	2号認定	3号認定		合計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳		3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
③ 量の見込 (必要利用定員総数)		3	212	23	103	341	3	214	22	122	361
④ 確保の内容	保育所 (特定教育・ 保育施設)	3	212	23	103	341	3	214	22	122	361
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)		令和3年度					令和4年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		合計	1号認定	2号認定	3号認定		合計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳		3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
① 量の見込 (必要利用定員総数)		3	203	21	97	324	3	181	20	96	300
② 確保の内容	保育所 (特定教育・ 保育施設)	3	233	21	97	324	3	181	20	96	300
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)		令和5年度					令和6年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		合計	1号認定	2号認定	3号認定		合計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳		3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
① 量の見込 (必要利用定員総数)		3	181	20	94	298	3	167	19	100	279
確保の内容	保育所 (特定教育・ 保育施設)	3	181	20	94	298	3	167	19	100	279
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 保護者負担の軽減

特定教育・保育施設の保育料については、保護者の所得状況に応じた額を、国の基準を上限として、本町の実情に合わせて設定します。

また、令和元年10月から開始した幼児教育・保育無償化により一層の負担軽減が図られています。

なお、従来から実施している保育料軽減策は引き続き実施します。

《保育料軽減制度》

多子軽減	第2子：第1子の1/2の額、第3子以降：無料
同時入所軽減	2人目：第1子の1/4の額
第2子軽減	低所得世帯の第2子無料
低所得世帯軽減	低所得世帯で一般世帯の第2子無料、ひとり親世帯第1子半額
幼児教育・保育無償化	3～5歳無料。0～2歳の住民税非課税世帯無料。
副食費無償化	町立保育所の3歳以上の副食費実費負担なし

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化により、新たに無償化の対象となった施設等利用費（幼稚園の一時預かり事業、認可外保育施設・障害児発達支援の利用等）の支給を円滑に実施します。

3. 心と体を育む体験事業の推進

乳幼児期における親子のふれあいの大切さを伝える機会を提供します。

また次代の親の育成の視点に立ち、小学校、中学校において乳幼児と触れ合う機会や思春期保健を推進し、親への感謝の心や命の大切さを学ぶ機会を提供します。

さらに、子どもの体力は昭和50年から60年頃までと比較すると、依然低い傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されています。幼少期からの運動遊びや子どもの健康教育を推進することが重要です。

《主な施策》

事業名	概要
ブックスタート・カット・サド事業	乳幼児期の心とことばを育むために、絵本を配布し、絵本を介した親子のふれあいの大切さを伝える事業を継続的に実施する。
赤ちゃんふれあい会	小・中学生が乳幼児とのふれあい体験を通し、命の大切さや親の役割を学ぶ。
思春期保健対策	思春期における健康や性行動、性感染症について正しい知識を身につけるとともに、健全な自尊心を育てることを目的に中学校で助産師等を講師として性教育の出前授業等を実施する。



Ⅱ 子どもを安心して生み育てることができるまちをめざして

1. 母子（親子）保健の充実

母子の健康の促進にあたっては、母子の各種健康診査や家庭訪問等を通じて、妊婦や乳幼児の保護者の不安解消や育児相談、指導を実施します。

また、子どもの健康増進と感染症対策のため、予防接種を実施します。

そのほか、県の事業を通じて不妊治療の支援等も実施します。

《主な施策》

事業名	概要
妊婦健康診査費助成	母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うこととされており、妊婦・胎児の健康の保持増進を図るため、健康診査費用 14 回分を助成する。
不育・不妊検査治療費助成事業	不育症検査治療費、不妊検査治療費の費用の一部を助成し経済的な負担の軽減を図る。
妊産婦訪問指導	妊産婦の体調管理や育児相談などのため訪問指導を行う。
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる家庭に保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握等を行う。
乳幼児訪問指導、健康相談	乳児の健やかな成長と育児不安の軽減を図るために、家庭への訪問指導を行う。
乳幼児健康診査	乳幼児の心身の健やかな成長発達を支援するため、健康診査を実施し、健診結果に応じて支援や他機関紹介等を行う。
産後健康診査費助成	産後健診（2 回まで）の費用助成を行う。
1 か月児健康診査費助成	1 か月健診に係る費用助成を行う。
未熟児養育医療	入院治療が必要な未熟児に対し医療給付を行う。（世帯の所得状況に応じた自己負担有）
5 歳児健康診査	就学に向けて主に社会性の発達に関する健康診査を実施する。
予防接種事業	乳幼児や児童、生徒に対し予防接種を実施または費用助成する。
子育て世代包括支援センター（H28 年度～）	妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援事業を行う。
妊婦歯科健康診査費助成	妊婦を対象に歯科健康診査費用を助成する。
新生児聴覚検査	新生児期に実施する聴覚検査の費用を助成する。
産後ケア事業	おおむね生後 6 ヶ月までの乳児一時預かりや母子のショートステイを行う。
産前・産後ヘルパー派遣事業	産前又は産後間もない時期に、家族等の援助が受けられない家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行う。



(1) 主要な母子保健事業の量の見込みと確保内容

子ども・子育て支援法に基づき、計画期間における事業ごとの量の見込みを定め、確保方策、実施時期を設定します。

○妊婦健診

		平成30年度 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 (延件数)		856	885	885	840	825	795
確保 の 内 容	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時	随時

○乳児家庭全戸訪問事業

		平成30年度 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込(人)		66	59	59	56	55	53
確保 の 内 容	実施体制 (人)	1	1	1	1	1	1
	実施機関	町	町	町	町	町	町



2. 子育て支援事業の充実

事業の見直しや拡充、新たな事業展開を積極的に行うことで、様々な家庭の状況や子どもの状態に対応したきめ細かい子育ての支援サービスの提供を図ります。

また、子育て講座等を開催するとともに、子育て家庭同士や地域住民との交流の機会の提供、地域活動の活性化により、親や地域の子育て力向上を図ります。

《主な施策》

事業名	概要
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターで育児相談や情報提供、子育て講座の開催、親子交流の場の提供を行う。
延長保育事業	保育所で 18 時～19 時まで保育が必要な児童を保育する。
放課後児童健全育成事業	昼間若しくは放課後に保護者等がいない小学生を保育する。
子育て短期支援事業(ショートステイ・トリックステイ)	保護者が病気や仕事の都合などで、夜間や数日間、児童を一時的に保育できないとき、児童を施設で預かる。
養育支援訪問事業及び要保護児童等の支援事業	妊娠期から子育て期の保護者養育不安の解消、養育指導を訪問して行う。また、岩美町子育て支援ネットワーク地域協議会を中心に児童虐待防止活動を実施する。
一時預かり事業	緊急に家庭で保育ができないときに、保育所等で保育を行う。
病児・病後児保育事業	病気または病気回復期で集団保育が困難な児童を保育する。
子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートシステム)	用事等のため家庭で子どもの保育ができないときにサポーターが支援する。
ママ・パパクラス	妊婦やそのパートナーを対象に、妊娠中の健康管理や出産後の育児についての講座や相談等を実施する。
児童手当	中学校修了前までの児童を養育する者に手当を支給する。
出産祝金	出産された方に祝い金を支給する。
乳児用おむつ購入費助成事業	0 歳児を対象に、おむつ購入費 1 人当たり 3 万円を上限に助成する。
児童厚生施設事業	児童館で児童の居場所づくりや子育て講座、地域交流活動を行う。
中学校・高等学校生徒通学費等の補助	中学生・高校生の通学に係る費用の一部を助成。また、中学生自転車通学用ヘルメット購入費の助成を行う。
奨学金制度	経済的理由により就学が困難である者に対し高等学校、大学等へ進学するための奨学資金を貸与する。
在宅育児世帯支援給付金	1 歳までの乳児を自宅で育児する保護者に月 3 万円を給付する。ただし、保育所を利用しないで、育児休業給付金を受けていない方が対象。

※地域子ども・子育て支援事業のうち「多様な主体の参入促進事業」については、本町での実施は見込まず、量の見込み及び確保方策等は設定しないこととします。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容

子ども・子育て支援法に基づき、計画期間における事業ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定め、確保方策、実施時期を設定します。

○地域子育て支援拠点事業

(単位：人回)	平成30年度 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑤ 量の見込	1,700	1,680	1,560	1,540	1,520	1,480
⑥ 確保の内容	1,764	1,680	1,560	1,540	1,520	1,480
差(②-①)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

○延長保育事業(18時以降)

(単位：実人数)	平成30年度 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	31	35	35	38	38	40
② 確保の内容	31	35	35	38	38	40
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

○放課後児童健全育成事業

	(単位：人)	平成30年度 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北小校区	③ 量の見込	60	74	79	82	80	82
	④ 確保の内容	60	74	79	82	80	82
	差(②-①)	0	0	0	0	0	0
西小校区	③ 量の見込	63	58	58	57	51	50
	④ 確保の内容	63	58	58	57	51	50
	差(②-①)	0	0	0	0	0	0
南小校区	③ 量の見込	43	49	51	52	53	53
	④ 確保の内容	43	49	51	52	53	53
	差(②-①)	0	0	0	0	0	0
合計	③ 量の見込	166	181	188	191	184	185
	④ 確保の内容	166	181	188	191	184	185
	差(②-①)	0	0	0	0	0	0

○子育て短期支援事業

(単位：人)	平成30年度 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ 量の見込	1	2	2	2	2	2
④ 確保の内容	1	2	2	2	2	2
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

○養育支援訪問事業及び要保護児童等の支援事業

(単位：人)	平成30年度 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ 量の見込	10	15	15	15	15	15
④ 確保の内容	10	15	15	15	15	15
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

○一時預かり事業

■幼稚園在園児の預かり保育

(単位：人日)	平成30年度 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ 量の見込	—	28	28	27	26	24
④ 確保の内容	—	28	28	27	26	24
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

■保育所の一時保育

(単位：人)	平成30年度 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ 量の見込	64	180	180	170	170	160
④ 確保の内容	64	180	180	170	170	160
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

○病児・病後児保育事業

(単位：人日)	平成30年度 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ 量の見込	122	130	130	130	130	130
④ 確保の内容	122	130	130	130	130	130
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

○子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートシステム）

(単位：人)	平成30年度 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ 量の見込	1	50	50	50	50	50
④ 確保の内容	1	50	50	50	50	50
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

○利用者支援事業（母子保健型）

(単位：人)	平成30年度 年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ 量の見込	1	1	1	1	1	1
④ 確保の内容	1	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0	0



3. 医療の充実と食育・歯の健康の推進

小児医療費を助成し経済的援助を図るとともに、医療受診判断のサポートや夜間・休日診療体制の情報提供に努めます。

また、食育の推進にあたっては、離乳食・幼児食講習会をはじめ、保育所や学校等でも児童や保護者に対する食生活についての学習機会の提供を図っています。

口腔衛生に対する意識向上とむし歯予防については、歯科検診やフッ素塗布、歯磨き指導等を通じ乳幼児期から継続した歯科保健事業を実施します。

《主な施策》

事業名	概要
特別医療費助成事業	小児（0～18歳）、ひとり親家庭、特定疾病、障がい者の医療費の助成を行う。※所得制限有
フッ素塗布事業	1歳6か月～3歳、6歳児に虫歯予防としてフッ素塗布する。
小児期の口の健康づくり	保育所や小学校でむし歯予防教室、フッ化物洗口、咀嚼力向上のための指導等を実施。
離乳食、幼児食講習会	調理体験や講習を通じ、乳幼児期からの食の大切さや調理の具体的な理解を図る。
子どもクッキング教室	子どもが調理を体験することで食の大切さを理解する。
健康づくり推進事業（岩美町食生活改善推進連絡協議会）	保育所・小学校での食育活動を実施。
栄養教諭を中核とした食育推進事業	栄養教諭による保育所、小中学校での食育推進教室の実施。

4. 遊び場と生活環境の充実

町の環境整備にあたっては、鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、妊婦や子育て世帯が利用しやすい公共施設の整備等を進めます。

子育てしやすい住環境づくりにあたっては、定住・移住促進や少子化対策に対応するため、子育て世帯の住環境整備に要する経費の経済的援助を行います。

《主な施策》

事業名	概要
公園の整備・維持管理	町内の公園の施設整備と維持管理を行う。
公共施設等のバリアフリー化	公共施設等の段差解消や授乳室、ベビーベッド等の設置など、子育て世帯が利用しやすい施設・設備の促進に努める。
子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成事業	子育て世帯や多世代同居世帯が住宅を新築（中古住宅購入含む）、リフォームする場合に費用の一部を助成する。
定住促進対策事業	町内の民間賃貸住宅に入居している新婚世帯に家賃の一部を補助する。（上限1万円/月を5年間）
空き家活用	移住希望者向けに空き家バンクで情報提供するとともに空き家の改修費の一部補助を行う。

5. 障がい児支援の充実

障がい児発達支援等の充実にあたっては、主に母子保健事業を通じて、早期発見・早期支援に努めています。

また、保育所に定期的に支援員が巡回し、子どもや保護者、保育士等へアドバイスを行う等、関係者への支援を行うとともに、就学に向けての切れ目ない支援体制づくりを行います。

《主な施策》

事業名	概要
障がいの早期発見・早期支援	新生児訪問や乳幼児健診、保育所等を通じ障がい等の早期発見・早期支援に努めるとともに医療機関等の関係機関との連携を図る。
障害者総合支援事業	障がい児の日常生活を支援するため、補装具の交付・修理費の助成やショートステイを提供する。
障害児通所給付事業	放課後等デイサービスや児童発達支援等の提供を行う。
特別児童扶養手当	障がいのある20歳未満の児童を養育する父母等に手当を支給する。
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍する児童・生徒の学用品費や給食費を助成する。
いきいきプラン事業	小・中学校で支援を必要とする児童・生徒へ支援員を配置する。
教育支援センターくすのき教室	不登校の児童・生徒について相談、学習を支援する。
スクールソーシャルワーカーの活用	発達障がいや不登校、いじめ等、児童・生徒及び保護者の抱える様々な課題に対して、教育・社会福祉の知識を持つスクールソーシャルワーカーによる相談支援を行う。
通級指導教室	発達障がいなど様々な原因で、学習や集団生活に困り感のある、通常学級に在籍する児童を対象に教室を開設し、指導・支援を行う。

2. ひとり親家庭の支援の充実

ひとり親家庭の子育て・生活支援等にあたっては、現状を把握し、自立と就業支援を主眼に置き、関係機関が連携し、総合的にきめ細かな福祉サービスを実施します。

《主な施策》

事業名	概要
ひとり親家庭児童入学支度金	ひとり親家庭の児童の小・中学校入学時に支度金として1万円支給する。 ※所得制限有
児童扶養手当	ひとり親家庭や両親のいない児童を養育する者に手当を支給する。※所得制限有
児童年金	ひとり親家庭や両親のいない義務教育修了前児童を養育する者に児童一人当たり月2,000円支給する。※所得制限有
災害遺児手当	養育者が災害等で死亡または障がいの状態である義務教育終了前児童を養育する者に月額2,000円を支給する。※所得制限有
母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭や寡婦の生活安定と子どもの教育・福祉増進のため低利子又は無利子で資金貸付を行う。
母子父子家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母の就業を促進するため、技術や資格の取得にかかった費用等の一部を助成する。
母子生活支援施設	子どもが18歳未満の母子家庭で、自宅での養育等が困難な世帯が入所し、生活の安定と自立を図ることを目的とした施設。
特別医療費助成事業	小児(0~18歳)、ひとり親家庭、特定疾病、障がい者の医療費の助成を行う。※所得制限有



Ⅲ 子育てと仕事が両立できるまちをめざして

1. ワーク・ライフ・バランスの推進

夫婦共働き世帯の増加や男性の長時間労働の傾向が続く中、男女が共に働きやすく、仕事と家庭を両立できる職場環境の整備や、テレワーク、時短勤務などの多様な働き方の推進が求められています。

企業などに対して、職場の雰囲気づくりや意識改革、各種支援制度を活用しやすい環境づくりなどワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた働きかけを行い、少子化対策の観点から町民の結婚や将来の子育てに対する希望の実現のために取り組みます。

子育てと仕事の両立にあたっては、産後休業や育児休業明けの希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設等の利用ができるよう情報提供を行い、職場復帰の支援を行います。

2. 男女共同参画の推進

男女共同参画の意識づくりにあたっては、「第2次岩美町男女共同参画に関する基本計画」（H28年度～令和2年度）に基づき、固定的な性別役割分担（子育て・家事・介護・地域活動・仕事など）の意識改革を図るため、広報・啓発、研修、情報提供を積極的に推進します。

《主な施策》

事業名	概要
男女共同参画社会推進事業	保護者等に対する男女共同参画に関する講演会の開催、男性の家事・育児参加を促進するイベントの実施や、企業・団体への職場環境づくりの講師派遣、研修機会の提供を行うとともに、意識の醸成や啓発を行う。
婚活事業	近隣の市町と連携し婚活イベントを開催し、結婚を希望する男女の出会いの場を創出する。



Ⅳ 子どもの権利が尊重された安心・安全なまちをめざして

1. 子どもを事故や犯罪、災害などの被害から守る活動

乳幼児期の不慮の事故や交通事故の防止にあたっては、乳児訪問時の指導やチャイルドシートの使用促進を図ります。また、交通安全活動の推進にあたっては、保育所や学校における交通安全指導を定期的実施するとともに、子どもが日常的に集団で移動する経路等について定期的点検を行います。

防犯活動の推進にあたっては、地域の防犯意識の向上を図るため、関係機関が連携し情報提供や啓発活動を行います。

また、自然災害等への備えとして、各学校や保育所で防災教育・訓練を行います。

《主な施策》

事業名	概要
乳幼児の不慮の事故防止（AED 設置促進等）	乳幼児・児童の緊急時に備え A E D 装置を設置、管理する。
交通安全施設整備事業	事故防止のためにガードレールやカーブミラーを設置する。
交通安全思想の普及啓発事業	交通安全意識の普及・向上を目的に啓発活動を実施する。
チャイルドシート等購入費助成事業	6歳未満の乳幼児の世帯にチャイルド・ジュニアシートの購入費の助成を行う。
チャイルドシート貸出事業	不用になったチャイルドシート等を譲り受け必要とする者へ貸し出しを行う。
岩美安全安心まちづくり推進会議	犯罪等を防止するため住民の自主的な安全活動の推進を行うとともに犯罪の拡散を防止する。
街路灯維持管理事業	夜間の犯罪防止や交通事故防止のため街路灯の新設及び修繕を行う。

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念されています。

また、スマートフォン等の情報機器の普及とともに、利用の低年齢化、長時間利用による生活リズムの乱れや SNS 等に起因する子どもの性被害等が問題となっています。

これらの状況を踏まえ、子どもがインターネットを適切で安全・安心に利用できるようにするため、地域住民や関係機関と連携・協力し保護者に対するフィルタリング等の普及啓発を推進するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、学校や家庭、地域における情報モラル教育を推進することが必要です。

《主な施策》

事業名	概要
青少年育成協議会の活動支援	各小学校区のパトロール活動、街頭補導、各地区協議会による親子活動、子ども達がインターネットを安全に利用するための講演の開催等、青少年の健全育成を目的として活動する青少年育成協議会への支援。

5. 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者の指導及び支援等の各段階で切れ目ない総合的な対策を講ずることが必要です。このため、要保護児童地域対策協議会を中心に児童相談所をはじめ関係機関と連携し情報共有を図り、地域全体で子どもを守る体制を整えます。

また、令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点（注1）を設置し、日常的に相談しやすい体制を整え早期対応を図ります。

※注1 すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関する必要な相談や支援等の業務を行う機能を担う拠点

《主な施策》

事業名	概要
要保護児童地域対策協議会	「岩美町子育て支援ネットワーク地域協議会」と称し、児童虐待等の保護を要する児童の早期発見や適切な支援や対応を図ることを目的とし関係機関の代表者で構成される協議会。

VI 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが夢や希望を持つことができるまちをめざして

子どもの貧困対策の具体的な施策にあたっては、「教育・学習支援の充実」「生活の支援の充実」「就労の支援の充実」「経済的支援の充実」を柱に、子どもとその家庭のライフステージに応じた施策を実施し、必要な支援が切れ目なく提供できるよう取り組みます。さらに関係機関との連携を強化し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

1. 教育・学習支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、学校や地域の連携による教育の支援、就学の援助等に取り組みます。

《主な施策》 ※VIの項目中で再掲の事業には【再掲】と記載

事業名	内容	対象	担当課
学習支援事業 (いわみ未来塾)	生活困窮者等の子どもの学習支援等を行い、子どもの社会的自立を図る。 対象者：中学3年生（希望者のみ） 場 所：中央公民館ほか 期 間：年間（週1回程度） 受講料：無料	生活困窮世帯等の子ども	教育委員会
スクールソーシャルワーカーの配置	不登校や不適應など児童生徒の様々な問題解決と未然防止のために、就学前の乳幼児期から一貫して子どもと家庭にかかわりを持ち将来の就学を見据えて支援を行う。	乳幼児から中学生	教育委員会
【再掲】スクラム教育	子どもの発達段階に合わせた育ちと学びの連続性を踏まえながら、保育所、小学校、中学校、高等学校が計画的に様々な連携や交流活動を行う。	保育所児童から高校生	教育委員会
要保護・準要保護児童・生徒援助費	経済的に就学が困難な状況にある家庭の児童・生徒に対し、給食費、修学旅行費、学習用品費等の援助を行う。	生活保護やそれに準ずる程度の経済的困窮により就学困難な児童生徒	教育委員会

事業名	内容	対象	担当課
ひとり親家庭児童入学支度金	ひとり親家庭の児童の小・中学校入学時に支度金として1万円支給する。	ひとり親家庭で所得税非課税者	福祉課
奨学資金事業	経済的理由により高等学校や大学への就学費用が負担できない者へ奨学資金を無利子で貸与する。 高等学校等 月額20,000円まで 大学・専修学校等 国公立 月額40,000円まで 私立 月額50,000円まで	経済的理由により就学困難な者	教育委員会
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍する児童・生徒の学用品費や給食費を助成する。	特別支援学級に在籍する児童・生徒	教育委員会

2. 生活支援の充実

生活困窮により、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持に影響を及ぼしたり、社会的孤立に陥らないよう、個々の状況に応じた支援が必要です。親の妊娠・出産期から相談支援の充実を図るとともに、支援を要する子どもを対象とした居場所づくりの支援、生活の安定に資する支援の充実を図ります。

《主な支援》

事業名	内容	対象	担当課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援事業を行う。	妊婦から子育て期の家族	住民生活課
ママ・パパクラス	出産を控えた家族を対象に妊娠、出産、育児についての講座や相談できる場を提供する。	妊婦とその家族	住民生活課
妊婦健診費用の助成	母子保健法第13条で自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うこととされており、妊婦・胎児の健康の保持増進を図るため、健康診査費用14回分を助成する。	妊婦	住民生活課
妊産婦訪問指導	妊産婦の体調管理や育児相談などのため保健師が訪問指導する。	妊婦	住民生活課
妊婦歯科受診検査費の助成	妊娠中の歯科健康診査費用を助成する。	妊婦	住民生活課
こあらサークル、ほっとスペース事業	各児童館で乳幼児とその保護者の遊びや交流の場の提供、子育て相談等を行う。	乳幼児から18歳までの子どもとその家族	住民生活課

事業名	内容	対象	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握等を行う。	乳児とその家族	住民生活課
養育支援訪問	妊娠から子育て期の保護者の養育不安の解消、養育指導を家庭へ訪問して行う。	妊婦から子育て期の者とその家族	住民生活課
産後、1か月児健康診査助成事業	産後健診、1か月児健診の費用を助成する。	乳児を持つ世帯	住民生活課
新生児聴覚検査費助成事業	新生児に行われる聴覚検査費を助成する。	新生児を持つ世帯	住民生活課
乳幼児おむつ購入費助成事業	おむつ購入費1人当たり30,000円を上限に助成する。	1歳未満の乳児を養育する保護者	住民生活課
予防接種事業	乳幼児や児童、生徒に対して各種予防接種を実施または費用助成する。	乳幼児から中学生	健康長寿課
一時預かり事業	保護者の就労、病気等で一時的に子どもを家庭で保育できない時に保育所保育を行う。	保育所入所の対象とならない就学前児童	住民生活課
延長保育事業	保護者の就労等やむを得ない事情により保育が必要な児童を保育時間の延長し保育する。	保育所に入所の児童	住民生活課
病児・病後児保育事業	病気又は病気回復期で集団保育が困難であり、家庭で保育ができない時に保護者に代わって児童を保育や看護を行う。	乳幼児から概ね小学3年生まで	住民生活課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後や長期休暇中に保護者等が就労などにより家庭で保育できない小学生を保育する。	小学生	住民生活課
子どもの居場所づくり推進事業 (岩美こども食堂)	民間団体等が行う「子供の居場所づくり」の運営等費用に対し、補助金等により支援する。	NPOなど民間団体等	福祉課
特別医療費助成 (ひとり親、特定疾病、小児)	ひとり親家庭の18歳未満の子どもの通院・入院費用を助成する。	ひとり親家庭、特定疾病、18歳未満の年度末までの子ども	住民生活課

事業名	内容	対象	担当課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者及びその家族、その他関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々の状況にあったプランを作成し、必要なサービスの提供を行う。	生活困窮者（事情により現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れがある者）	福祉課
生活保護制度	健康で文化的な生活水準を維持できるように、困窮の度合いに応じた経済的支援や自立支援を行う。	資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する者	福祉事務所
年金制度	遺族年金、寡婦年金・死亡一時金、国民年金保険料の免除	各年金受給対象者	年金事務所（住民生活課）
J R 通勤定期の割引	生活保護や児童扶養手当の受給者に対し、通勤に要するJ R定期代を割引する。	生活保護・児童扶養手当受給者	福祉事務所
税の軽減	ひとり親家庭の方にかかる税の控除について、基礎控除、扶養控除の他に寡婦（夫）控除の適用が受けられる場合がある。	ひとり親家庭の親	税務課
母子生活支援施設	子どもが18歳未満の母子家庭で、自宅での養育等が困難な世帯が入所し、生活の安定と自立を図ることを目的とした施設。	女性のひとり親	福祉事務所
フードパートナー	手元にお金もなく、頼る人もなく食料に困っている方に対して、緊急的な食糧援助を行う。原則米1升、その他提供できる食品。	手元にお金もなく頼る人なく、食料に困っている者	社会福祉協議会（生活困窮者自立相談機関）
子ども食堂	子どもやその親及び地域の人々に対し、安価で食事を出したり、一緒に遊んだり学習をして温かな団らんを提供する。	子どもとその保護者	子ども食堂事業者
町営住宅優先入居	町営住宅の入居者を選考する際、20歳未満の子どもを扶養するひとり親、18歳未満の児童が3人以上の世帯を優先的に選考して入居させることができる。	町営住宅入居世帯	住民生活課

3. 就労支援の充実

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築くうえでとても重要です。生活困窮者やひとり親家庭が抱える様々な課題に対し、所得の増大と職業生活の安定と向上に資するため、自立に向けた相談や学び直しの支援等により就業に関する支援の充実を図ります。

《主な支援》

事業名	内容	対象	担当課
母子父子家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母の就業を促進するため、技術や資格の取得にかかった費用等の一部を助成する。 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当受給者	福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	関係機関への同行、就労支援員による就労支援を行う。	生活困窮者	福祉課
生活困窮者就労準備事業	生活困窮者で直ちに一般就労への移行が困難な方を一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して行う。	生活困窮者	福祉課
生活保護就労支援事業	生活保護被保護者に対して就労の意欲の情勢や就労支援を行う。	生活保護受給者	福祉事務所
生活保護受給者等就労自立促進事業	支援対象者の状況を総合的に把握し、鳥取安定所への適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援を行う。	生活保護受給者	ハローワーク、福祉課、福祉事務所
ひとり親家庭等就業支援講習会	就労に有効な知識や技能を習得するために講習会を開催する。	ひとり親家庭の親	鳥取県母子寡婦福祉連合会

4. 経済的支援の充実

子どもの貧困対策を進めるにあたり、経済的な支援は保護者の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日常生活を安定させるためにはとても重要です。経済的な支援が必要な世帯へ各種手当の支給や貸し付け制度など様々な支援を組み合わせることでその効果を高め、ていくよう取り組みます。

《主な施策》

事業名	内容	対象	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭や両親のいない児童を養育する者に手当を支給する。※所得制限あり	ひとり親家庭の親又は養育者	福祉事務所
児童年金	ひとり親家庭や両親のいない義務教育修了前児童を養育する者に児童1人当たり年額24,000円支給する。	ひとり親家庭の親又は養育者で所得税非課税者	福祉課

事業名	内容	対象	担当課
災害遺児手当	養育者が災害等により死亡、重度障害である義務教育終了前児童を養育する者に月額 2,000 円を支給する。	災害遺児を養育する者で所得税非課税者	福祉課
【再掲】 要保護・準要保護 児童・生徒援助費	経済的に就学が困難な状況にある家庭の児童・生徒に対し、給食費、修学旅行費、学習用品費等の援助を行う。	生活保護やそれに準ずる程度の経済的困窮により就学困難な児童生徒	教育委員会
【再掲】 奨学資金事業	経済的理由により高等学校や大学への就学費用が負担できない者へ奨学資金を無利子で貸与する。 高等学校等 月額 20,000 円まで 大学・専修学校等 国公立 月額 40,000 円まで 私立 月額 50,000 円まで	経済的理由により就学困難な者	教育委員会
母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭や寡婦の生活安定と子どもの教育・福祉増進のため低利子又は無利子で資金貸付を行う。	ひとり親家庭の親	福祉課
生活福祉資金	収入の少ない家庭や心身の障害がある方が低金利又は無利子で借り入れることができる。 ※母子父子寡婦福祉資金貸付金が優先	低所得、障がい者、高齢者世帯	社会福祉協議会
【再掲】 生活保護制度	健康で文化的な生活水準を維持できるよう、困窮の度合いに応じた経済的支援や自立支援を行う。	資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する者	福祉事務所

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画推進の基本的な考え方

本計画の推進にあたって、町内の関係機関と連携し、横断的な施策に取り組むとともに、多くの町民や子育て当事者の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2. 計画の進行管理と点検及び評価

(1) 計画の推進体制

岩美町子ども・子育て会議において、毎年度、計画に基づく施策、その他の地域における子ども・子育て支援施策の達成状況等について点検・評価し、必要に応じて改善を促します。

町は、この結果を公表し、これに基づいて課題の早期対応等、必要な措置を講じます。

(2) 計画の進行管理

この計画の進行管理は、岩美町役場児童福祉主管課で行います。

